

発議第1号

東郷町議会の会議に関する規則の一部改正について

東郷町議会の会議に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年3月23日提出

提出者

東郷町議会議員 菱川和英

賛成者

東郷町議会議員 高木佳子

東郷町議会議員 比嘉浩二

東郷町議会議員 中野まさひろ

東郷町議会議員 山下茂

東郷町議会議員 熊田彰夫

東郷町議会議員 石橋直季

東郷町議会議員 國府田さとみ

東郷町議会議員 加藤達雄

東郷町議会議員 山田達郎

東郷町議会議員 加藤宏明

東郷町議会議員 加藤啓二

東郷町議会議員 近藤鑛治

東郷町議会議員 若園ひでこ

東郷町議会議員 門原武志

説明

この案を提出するのは、議員の産前産後の欠席期間等を規定すること及び請願手続きを見直すことに伴い必要があるからである。

東郷町議会の会議に関する規則の一部を改正する規則

東郷町議会の会議に関する規則（昭和36年東郷町議会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第87条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発議の概要

1 改正理由

議員の産前産後の欠席期間等を規定すること及び請願手続きを見直すことに伴い必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 議会への欠席事由について改めること。(第2条第1項関係)
- (2) 出産に係る産前産後の欠席期間を定めること。(第2条第2項関係)
- (3) 請願を行う際の記載事項及び押印について改めること。(第87条第1項関係)

3 施行期日

公布の日から施行すること。